

# 国家公務員募集のお知らせ（第2次募集）

国土交通省 運輸安全委員会  
海難審判所

## 船舶の乗船経験者を募集しています

国土交通省運輸安全委員会と海難審判所では、**1～3級海技士（航海）の免許受有者で船舶の乗船経験者を対象**として、運輸安全委員会の船舶事故調査官や海難審判における**審判官・理事官の募集**（平成26年4月1日採用予定、募集期間10月15日～11月29日）を行っています。

**一般職の国家公務員**で、**65年歳定年制**を採っています。

### 1 運輸安全委員会の船舶事故調査官

昭和39年4月2日以降に生まれた方で、次の資格・経歴がある方です。

- (1) **一級海技士（航海）**の免許を受けた者
- (2) **二級海技士（航海）**の免許を受け、かつ、次に掲げる職の経歴を**通算6年以上**有する者
  - ① 次のいずれかの船舶の**船長**又は**航海士**
    - ・ 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶
    - ・ 第三種の従業制限を有する漁船
    - ・ 総トン数1000トン以上の船舶
  - ② 高校、中等教育学校、(独)海技教育機構、海上保安学校、旧海員学校の船舶の運航に関する学科の**教員**
  - ③ 海上保安官、船舶検査官その他の海事に関する事務を所掌する職
- (3) **三級海技士（航海）**の免許を受け、かつ、前記(2)①、②又は③に掲げる職の経歴を**通算8年以上**有する者

### 2 海難審判所の審判官・理事官

昭和34年4月2日以降に生まれた方で、次の資格・経歴がある方です。

**一級海技士（航海）の免許を受けた後、2年以上、次のいずれかの船舶の船長の経歴**を有する者

- (1) 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶
- (2) 第三種の従業制限を有する漁船
- (3) 総トン数1000トン以上の船舶

応募要領の詳細は、ホームページをご覧ください。また、電話でのご質問は、  
運輸安全委員会事務局総務課人事係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2  
電話 03-5253-8486（内線54123又は54125）  
<http://www.mlit.go.jp/jtsb/saiyou.html>



運輸安全委員会

海難審判所総務課総務係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2  
電話 03-5253-8821（内線55113又は55114）  
<http://www.mlit.go.jp/jmat/bosyuu/bosyuu.htm>



海難審判所